

## 船舶事故調査報告書

平成21年10月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 長 後 藤 昇 弘  
委員 楠 木 行 雄  
委員 横 山 鐵 男（部会長）  
委員 山 本 哲 也  
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成21年3月28日 08時00分ごろ
発生場所	青森県下北郡東通村白糠北東方沖 白糠港防波堤灯台から真方位045°4.3海里付近（概位 北緯41°11.1′ 東経141°27.8′）
事故調査の経過	平成21年4月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五 <sup>てんりゅう</sup> 天龍丸、4.7トン AM3-31785（漁船登録番号）、個人所有 11.92m(Lr)×2.88m×0.82m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和59年10月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和50年3月13日 免許証交付日 平成20年1月7日 (平成25年6月20日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、刺網漁の目的で、平成21年3月28日05時30分ごろ青森県下北郡東通村白糠漁港を出港し、同港北東方沖で操業を開始した。 本船は、仕掛けていた刺網を揚げ、漁獲物と揚げた網の整理を行った後、07時30分ごろ、刺網を揚げたのとほぼ同じ海域で針路を北に向けて微速力で投網を開始した。 甲板員は、1つ目の錨及び刺網を投げ、刺網に繋がれた2つ目の錨を船尾外板上端に掛け、持っている錨索を放せば、2つ目の錨が海中に投入される状態とし、錨索を船長に渡した。船長は、船尾部で後方を向いて立ち、錨索を持って徐々に張る刺網の状況を感じながら投錨の時機を待っていた。 甲板員は、船首部で片付けを行っていたとき、船長から呼ばれて船尾部へ行ったところ、船長の左足に錨索が絡んでいるのを目撃し、船長が

	<p>ら船首部に常備していたナイフを持って来るよう指示を受けた。</p> <p>08時00分ごろ、白糠港防波堤灯台から真方位045°4.3海里付近において、甲板員は、船首部でナイフを取り上げて振り返ったところ、船長の姿が見えず、落水したことを知った。</p> <p>甲板員は、機関を停止することも、無線機で救助を求めることもできず、本船はそのまま前進を続けた。その後、付近を航行していた漁船の乗組員が本船に乗り移って機関を停止し、本船は白糠漁港にえい航された。</p> <p>八戸海上保安部及び僚船が捜索にあたった結果、船長は、09時23分ごろ僚船により発見され、病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、気温 0.9℃、 海象：うねり なし、風波 なし、水温 約8℃</p>								
その他の事項	<p>船長は日ごろ、体調不良を訴えてはいなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員（71歳）は、会社を退職した後、平成21年2月から漁の手伝いとして約10回本船に組み、操縦免許を受有せず、機関及び無線機の操作方法を知らなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり（船長）</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>死因は溺水であった。</p> <p>投網中、刺網に繋がれた錨索が船長の左足に絡み、船長が海中に投入された刺網等の漁具に引かれて落水したものと考えられる。</p> <p>錨索が船長の左足に絡んだのは、船長が左足で錨索を踏みつける体勢としたことによる可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり（船長）	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>死因は溺水であった。</p> <p>投網中、刺網に繋がれた錨索が船長の左足に絡み、船長が海中に投入された刺網等の漁具に引かれて落水したものと考えられる。</p> <p>錨索が船長の左足に絡んだのは、船長が左足で錨索を踏みつける体勢としたことによる可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	あり（船長）								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>死因は溺水であった。</p> <p>投網中、刺網に繋がれた錨索が船長の左足に絡み、船長が海中に投入された刺網等の漁具に引かれて落水したものと考えられる。</p> <p>錨索が船長の左足に絡んだのは、船長が左足で錨索を踏みつける体勢としたことによる可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が白糠漁港北東方沖において微速力で投網中、刺網に繋がれた錨索が船長の左足に絡み、船長が海中に投入された刺網等の漁具に引かれて落水したため、発生したものと考えられる。</p>								